

伯耆町公共工事の発注見通しの公表に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「法」という。)第7条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号。以下「令」という。)第5条に基づき、毎年度の発注見通しの公表に関し、必要な事項を定め適正に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 「公共工事」とは、法第2条第2項により地方公共団体が発注する建設工事をいう。

(公表の対象とする工事)

第3条 公表の対象とする工事は、予定価格が250万円を超えると見込まれる工事とする。ただし、公共の安全と秩序の維持のため、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 当該年度の工事に必要な土地等の取得が未了で、見通しとして公表ができないと判断される工事
- (2) 当該年度の工事に必要な他の公共物管理者等との協議・調整が未了で、見通しとして公表ができないと判断される工事
- (3) 当該年度の工事に必要な地元の関係者等との協議・調整、埋蔵文化財調査が未了で、見通しとして公表ができないと判断される工事
- (4) 当該年度に組み込まれている詳細設計等が未了で、見通しとして公表ができないと判断される工事
- (5) 当該年度の国庫補助事業に係る工事で国の認証が未了で、見通しとして公表ができないと判断される工事
- (6) 附帯工事・受託工事等で県・市町村議会の承認等が未了で、見通しとして公表ができないと判断される工事
- (7) 災害発生期間中又は災害発生後又は事故等で緊急的に行う工事(災害査定等を経て計画的に実施する災害復旧工事を除く。)
- (8) 他の工事の入札状況や執行状況に影響を受ける工事及び管理施設・構造物等の損傷程度の確認等に関連した不確定要素により、緊急的に実施する維持工事等
- (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、特殊な事情により、見通しとして公表ができないと判断される工事

(公表の内容)

第4条 公表の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事の名称
- (2) 工事の場所
- (3) 工事期間
- (4) 工事種別
- (5) 工事概要
- (6) 入札時期(随意契約の場合は契約時期)
- (7) 入札又は契約の方法
- (8) 担当課

(公表の方法)

第5条 公表は、インターネットを利用して、工事発注見通し一覧(様式第1号)により実施する。

(公表の時期)

第6条 公表は、4月、10月の原則2回とし、その時点における最新の発注見通しとする。

ただし、特に必要がある場合は、随時公表できるものとする。

